

重要事項説明書（医療保険）

指定訪問看護事業者：ひうち園老人訪問看護ステーション

1.事業者の概要

法人名	医療法人 滴水会
事業所名	ひうち園老人訪問看護ステーション
所在地	愛媛県今治市黄金町二丁目2番地5号
事業者番号	3860290067
管理者・連絡先	水本 笑 TEL：0898-25-8525
サービス提供地域	今治市内及び島嶼部（大島・伯方島・大三島）

2.事業所職員体制

職種	従事する業務等	人員
管理者	訪問看護の提供と管理業務	1名（常勤・兼務）
看護師	訪問看護の提供	常勤5名
理学療法士・作業療法士	訪問看護（リハビリ）の提供	1名
事務	事務処理	1名（常勤兼務）

* 職員の人員は状況に応じ変更があります。

3.営業時間

営業日・営業時間	月～土曜日 8時30分～17時30分
休日	日曜日 年末年始 12月31日～1月3日

* 急性増悪・医療的ケアが必要な場合は休日も対応いたします。

* 緊急時はこの限りではありません。電話で24時間、常時連絡ができる体制をとっています。必要時は訪問いたします。

4.運営方針

- 1) 訪問看護実施に当たっては、利用者の心身の特徴を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともに利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。
- 2) 事業の実施に当たっては、地域の保険・医療・福祉サービスと綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。

5. サービス内容

1) 「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定めるものが療養上の世話又は診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

- ① 病状・全身状態の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持や褥瘡予防
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話や指導
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 在宅リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症の看護や指導
- ⑧ 主治医や各機関・事業者との連携
- ⑨ 社会資源等の利用方法や情報提供
- ⑩ その他医師の指示による医療的処置や指導

2) 事業者は、利用者のご希望する日程により訪問看護サービスを提供します。

6. 看護職員の禁止行為

1) 看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① ご利用者様又はご家族様の金銭、預金通帳、証書、書類などの預かり
- ② ご利用者様またはご家族様からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ ご利用者様の同居家族に対するサービスの提供
- ④ ご利用者様の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為（ご利用者様または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他ご利用者様またはご家族様等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

7. 利用者負担金

1) 利用者様から頂く利用者負担金は、医療保険の法廷利用料に基づく金額です。料金表をご確認ください。

2) 利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行後、現金で徴収させていただきます。

※保険証・限度額認定証等に記載された負担割合が月利用金額の実費負担になります。

◆高額医療費の対象となります。

※身体障害者医療受給者・特定疾患受給者など、公費対象の場合は、自己負担利用金額が免除もしくは減額されます。

* 訪問回数や訪問時間については身体状況やケア内容により相談いたします。

◆訪問回数は、週3回を限度としますが、急性増悪時や厚生労働大臣が定める疾患等はこの限りではありません。

◆訪問時間は1回につき30分～1時間30分を最長とします。

※サービス内容の加算が生じた場合は説明のうえ算定させていただきます。重要事項説明書の署名をもって同意されたとみなします。

8.軽自動車を利用して訪問いたします。交通費の規約は以下のとおりとさせていただきます。
訪問毎の料金です。

当事業所から	0～500m以内	無料
	500m～2km	100円
	2km～5km	300円
	5km～10km	600円
	10km以上	1,000円
島嶼部（大島・伯方島・大三島）		無料

島嶼部において、通常訪問では交通費は徴収いたしません。臨時に訪問した際は交通費及び橋の通行料金の往復を実費徴収させていただきます。

※状況により交通費は変更させていただきます。

※駐車場がなく有料駐車場を利用した場合は、実費を負担させていただきます。

9.その他の費用

※医療材料費等は利用者の購入負担となります。

※看護師がケア時に使用する処置に係る物品は準備をお願いいたします。

※在宅でお亡くなりになられた際の処置料は5,000円とし、処置に伴う材料費は実費とします。

10.訪問看護の有償サービスについて

別途契約が必要ですが、対応可能かどうか事業所にご相談ください。

11.相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所相談窓口	住所	今治市黄金町二丁目 2-5
	電話番号	0898-25-8525
	FAX	0898-25-8526
	相談者（責任者）	水本 笑
	対応時間	重要事項の営業時間
吉野病院	住所	今治市末広町 1 丁目 5-5
	電話番号	0898-32-0323
	対応時間	8：30～18：00
		土・日・祝、年末年始を除く

12.緊急時および事故発生時の対応方法

- 1) 緊急時および事故発生時に当たっては、緊急対応の上利用者の主治医へ連絡し、医師の指示に従います。また登録されている緊急連絡先に連絡いたします。
- 2) 当事者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業者にその責任と原因が認められる損害賠償については、速やかに対応いたします。

13.秘密の保持

- 1) 当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は固く秘密保持致します。
- 2) 従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないように注意致します。

14.虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- 1) 事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活かして行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ることとします。
- 2) 事業者における虐待の防止のための指針を整備します。
- 3) 事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施します。
- 4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者をおくこととします。

15.身体的拘束等の適正化

利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ないません。

身体的拘束等を行う場合には、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。

16.ハラスメント対策

- 1) 職場におけるハラスメントの内容、職場におけるハラスメントを行なってはならない旨の方針を明確化し、啓発を行います。
- 2) 相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備します。

17.業務継続計画

感染症や災害が発生した場合であっても、可能な限り必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築します。

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定します。
- 2) 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていきます。
- 3) 発災時には業務継続計画に沿った初期行動により必要な介護サービスの提供が行えるよう努めますが、発災直後は定期訪問が困難になる可能性があります。

18.ご利用にあたってのお願い

- 1) 保険証や医療受給者証などを確認させていただきます。これらの書類について変更が生じた場合は必ずお知らせください。
- 2) 何らかの事情で訪問の予定変更を希望される場合は、前日までにご連絡をお願いいたします。
- 3) 訪問時間は設定しておりますが、利用者様の状態悪化・交通事情等により多少訪問時間がずれることがありますのでご了承ください。

19.提供するサービスの第三者評価の実施状況

未実施

20.実習生について

当事業所は、教育機関として看護師、看護学生、その他医療職などの専門職の実習を受け入れております。実習生が同行訪問させていただく場合があります。実習生には、所属施設・学校・当事業所が共同で指導し、学習の目的以外には個人情報を使用せず、守秘義務を厳守

いたします。専門職の育成にご理解いただき、ご協力をお願いいたします。ご承認いただけない場合には、遠慮なくお申し出ください。

21.その他

サービス提供の際、事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- 1) 看護師等は、金銭の取り扱いは致しかねますので、ご了承ください。
- 2) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- 3) 看護師等は調理や買い物代行などの家事サービスは提供できません。

ひうち園老人訪問看護ステーション 訪問看護料金表

項目	料金
訪問看護基本療養費Ⅰ 週3日まで	5.550 円
週4日以降	6.550 円
緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門・人工膀胱ケアにかかわる専門看護師の訪問（訪問看護師と同行して訪問を行った場合月1回に限り算定）	12.850 円/月
基本療養費Ⅲ 外泊中の訪問看護 （入院中の方が在宅療養に向け外泊をする場合）	8.500 円
訪問看護管理療養費Ⅰ	月の初日の訪問の場合 月の2日目以降
	7.670 円 3.000 円

各種加算（該當時に算定 ☒は契約時に算定が予定されるもの）

項目	該当	料金
1.難病等複数回訪問加算（1日2回）	☐	4.500 円
2.難病等複数回訪問加算（1日3回）	☐	8.000 円
3.緊急訪問看護加算（月14日目まで）	☐	2.650 円/日
（月15日目以降）	☐	2.000 円/日
4.長時間訪問看護加算（90分を超える）	☐	5.200 円
5.複数名訪問看護加算（看護師等）	☐	4.500 円
6.複数名訪問看護加算（看護補助者）	☐	3.000 円
7.夜間・早朝加算（18時～22時、6時～8時）	☐	2.100 円
8.深夜加算（22時～翌6時）	☐	4.200 円
9.24時間対応体制加算 （看護業務負担軽減の取組を行っている場合に該当）	☐	6.800 円

10.特別管理加算（重度）	☐	5.000 円
11.特別管理加算	☐	2.500 円
12.退院時共同指導加算	☐	8.000 円
13.特別管理指導加算	☐	2.000 円
14.退院支援指導加算（退院日の訪問）	☐	6.000 円
90 分を超えた場合	☐	8.400 円
15.在宅患者連携指導加算	☐	3.000 円
16.在宅患者緊急時等カンファレンス加算	☐	2.000 円
17.看護・介護職員連携強化加算	☐	2.500 円
18.訪問看護情報提供療養費	☐	1.500 円
19.訪問看護ターミナルケア療養費 I	☐	25.000 円
20.訪問看護ベースアップ評価料 I	☐	780 円/月
21.訪問看護ベースアップ評価料 II	☐	基準区分に従う額

加算の算定要件の説明

項目	内容
1.難病等複数回訪問加算（1 日 2 回）	1 日に 2 回又は 3 回以上の訪問看護を行った場合
2.難病等複数回訪問加算（1 日 3 回）	
3.緊急訪問看護加算（月 14 日目まで）または（月 15 日目以降）	利用者または家族の緊急の求めに応じて主治医の指示により緊急に訪問看護を行った場合
4.長時間訪問看護加算（90 分を超える）	1 回の訪問が 90 分を超えた場合
5.複数名訪問看護加算（看護師等）	1 人の看護職員が他の看護師等と複数名で訪問を行った場合（疾病や状態により一人で行うのが困難な場合、暴力行為や迷惑行為などが認められるもの）
6.複数名訪問看護加算（看護補助者）	
7.夜間・早朝加算（18 時～22 時、6 時～8 時）	先の時間に利用者の求めに応じ訪問を行った場合
8.深夜加算（22 時～翌 6 時）	
9.24 時間対応体制加算 （看護業務負担軽減の取り組みを行っている場合に該当）	電話等に常時対応でき、緊急時訪問看護を行える体制にある。その後の業務負担の軽減の取り組みを行っている。
10.特別管理加算（重度）	特別な管理が必要な状態で、利用者や家族から電話等により、看護に対する意見を求めら
11.特別管理加算	

	れた場合に常時対応ができる事業所
12.退院時共同指導加算	病院等の退院や老人保健施設等の退所時に入院機関等の医師・看護師と共同して在宅生活の指導を行った場合。
13.特別管理指導加算	特別管理対象者に退院時共同指導
14.退院支援指導加算（退院日の訪問）	退院した当日の訪問
15.在宅患者連携指導加算	医療関係職種間が共有した情報を踏まえ、利用者や家族に指導を行い、その指導内容を多職種に情報提供した場合
16.在宅患者緊急時等カンファレンス加算	利用者の急変や診療方針の変更に伴い、主治医の求めにより医療関係職種が利用者宅でカンファレンスを行った場合
17.看護・介護職員連携強化加算	介護職員が行う特定行為に対し支援を行った場合
18.訪問看護情報提供療養費	厚生労働大臣が定める利用者の同意を得て市町村等に対して市町村からの求めに応じ訪問看護の状況を示す文書を提供した場合。または、入院等で療養の場が在宅から変更になったときに主治医に情報提供を行った場合。
19.訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	死亡日及び死亡前14日以内にターミナルケアを行った場合
20.訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ	厚生労働大臣が定める基準に適合し、職員の賃金の改善を図る体制を構築している。訪問看護管理療養費（初日分）を算定している場合に月1回に限り算定。
21.訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ	厚生労働大臣が定める基準に適合し、職員の賃金の改善を図る体制にあり訪問看護ベースアップ評価料Ⅰを算定している場合に当該基準に係る区分に従い月1回に限り所定額を算定。